

議案第 19 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る
入所定員等に関する条例の制定について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所
定員等に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る
入所定員等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78
条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号並びに第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定に基づき、
指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サ
ービス事業者の指定に関する申請者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業
者の指定に関する申請者を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める数は、29 人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者)

第 4 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。